

第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画 (地域包括ケア計画) 体系 (案)

基本理念 (案)

誰もがともに支えあい、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる
地域共生のまち こおりやま

基本目標 (案)

- ・生きいきと元気に暮らし、生涯活躍できる地域づくり
- ・誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる地域づくり
- ・高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり

基本理念 (案)、基本目標 (案) 策定のポイント

【社会的背景と国・県の動き】

- 団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれることから、中長期的な視野に立って、取組内容や目標の検討が必要となる。
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和5年法律第31号)
 - ・医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤整備
- 孤独・孤立対策推進法 (令和5年法律第45号)
 - ・社会のあらゆる分野において、孤独・孤立対策の推進を図る
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和5年法律第65号)
 - ・認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を図る
- 第9期介護保険事業 (支援) 計画の基本方針 (案)
 - ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- 第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画 (案)
 - 基本理念：高齢者一人ひとりが大切にされ、いきいきと、健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう「ぶくしま」の実現

【市の計画】

- あすまちこおりやま「郡山市まちづくり基本指針」
 - 大綱Ⅳ「誰もが地域で輝く未来」
 - 施策Ⅳ-3「市民が互いに支えあい、一人ぼっちにならないまち」
 - 施策Ⅳ-4「誰もが健康で生きいきと暮らせるまち」
- 郡山市総合戦略(2020改訂版)
 - 基本目標5「あらゆる世代が居場所と役割を持ち生きいきと暮らせるまちづくり」
- 郡山市第2期SDGs未来都市計画
 - 基本目標「広め合う」、「高め合う」、「助け合う」全世代健康都市圏
～こおりやま広域圏とともに～
 - 大綱【経済】地域の強みを生かした産業の集積
 - 【社会】すべての人が健康で活躍できる社会
 - 【環境】利便性と快適性を両立させた生活環境の確保
- 第4期郡山市地域福祉計画
 - 基本理念「誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山」
- セーフコミュニティの推進

基本理念

誰もがともに支えあい、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる
地域共生のまち こおりやま

基本目標

- ・生きいきと元気に暮らし、生涯活躍できる地域づくり
- ・誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる地域づくり
- ・高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり

基本方針

健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスの充実・強化

施策の方向

健康づくりの推進

生きがいづくり・社会参加の推進

生活環境の充実

相談・支援体制の充実

介護予防・生活支援の推進

認知症施策の推進

在宅医療・介護連携の推進

介護保険サービス提供体制の充実

新 横断的取組 (施策の推進力)

SDGsの推進

自治力・生涯学習力の向上

Dx化の推進



第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画（地域包括ケア計画） 基本理念・基本目標・基本方針（案）

基本理念

誰もがともに支えあい、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる 地域共生のまち こおりやま

「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「地域共生社会の実現」が、国の示す「第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針」においてキーワードになっていることを踏まえつつ、子ども・若者から高齢者までが、地域でともに支えあい、全世代が活躍できるまちを目指しています。

基本目標

- 生きいきと元気に暮らし、生涯活躍できる地域づくり
- 誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる地域づくり
- 高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり

高齢者が、地域活動や就労等の社会活動に積極的に参画するなど、生きがいを持って活躍することができる生活環境等の整備を図るとともに、可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活支援や介護サービス提供体制の充実を図り、高齢者人口がピークを迎える2040年などを見据え、「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、中長期視点に立った高齢者施策及び全世代型社会保障制度構築を推進する計画とします。



基本方針

健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実

心身ともに健全で自立した生活を送ることができるよう、「健康は自らつくるもの」という健康への意識啓発、介護予防を推進するとともに、生活習慣病予防や疾病の早期発見に積極的に取り組み、「健康寿命（介護を必要とせずに生活できる期間）」を伸ばすため、高齢者の健康づくりを推進します。

また、高齢者が地域社会の一員として、自らの知識と経験に加え、生涯学習力の向上を促すことにより、生きがいのある充実した生活が送れるよう様々な分野へ的高齢者の社会参加の促進や就労対策など、生きがいづくりの活動を推進します。

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援の充実・強化や、日常生活を支援するための体制整備を推進するとともに、要介護状態とならないための介護予防と介護状態となった場合もその重度化防止の施策を推進します。

介護保険サービスの充実・強化

要介護者（要支援認定者等も含む）、要介護者を在宅で介護している家族など、介護保険を利用する様々な方の実態を踏まえたサービス供給体制の確保を図るとともに、サービスの質の向上を図り、市民が介護サービスを適切に選択し、利用できるよう介護保険サービスの充実・強化を図ります。